

太田市発明工夫展補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内学童及び社会人の創意工夫を基調とする発明考案品を一同に展示し、市民の発明思想の高揚と科学技術の振興に寄与する事業について補助するもので、その交付に関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象団体)

第2条 補助金交付対象団体は、太田発明協会及び市長が必要と認める団体とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱における補助対象事業は、前条に規定する補助金交付対象団体の実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 発明思想の高揚及び科学技術の振興・啓発活動に関する事業
- (2) 発明品展示会に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に掲げる補助対象事業に係る経費のうち、報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費及び使用料に充てるものとし、他の用途に使用してはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、当該年度の補助金交付対象団体における前条に規定する補助対象経費の2分の1を超えない額を予算の範囲内で交付する。

(帳簿等の備付け)

第6条 補助事業の認定を受けて事業を行う者は、補助事業に係る収入及び支出を明瞭にした帳簿を備え、当該収入及び支出について根拠となる書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、収入支出決算において余剰金が生じた場合は、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市発明工夫展補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、第6条及び第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。